

2006年1月31日

厚生労働省社会 援護局
障害保健福祉部長 中谷 比呂樹 殿

社団法人日本てんかん協会
会長 鶴井啓司

障害者自立支援法施行に伴う第二次要望

障害者自立支援法の実施に当たって、下記内容について再検討ください。

介護保険適用施設で、低所得者が多い施設の運営が困難になり、さらに、負担軽減のために世帯分離した場合の収入減などにより、低所得者が冷遇される可能性が高いことが明瞭になっています。これは、障害者自立支援法においても同様なものであり、障害が重く、低所得者であれば、「生きているのに値しない命」への道となります。これは、政省令や報酬で改善可能なものです。早急に検討されることを強く望みます。

つきましては、先に提出した一次要望に続いて、下記の通り二次要望を提出します。

記

【地域活動センター】

最高で600万円の補助額では、現行より補助金が低くなる地域が出てきます。 型で1000万円以上、 型で800万円以上 型600万円以上としてください。また、自治体の補助についての制限を設けないでください。

型の利用人数を10人以上とし、 型、 型は5人以上としてください。

型の実績については、3年以上としてください。

【障害程度判定関連】

障害程度区分の判定について、マニュアル等で てんかんの事例は示していますが、具体的な内容説明がありません。てんかんによる行動中断、移動困難などの行動障害に対する介護及び服薬管理等についても判定項目に追加してください。

てんかんや知的障害などについては、再度、障害特性に応じたものとして見直してください。

てんかんと知的障害、てんかんとうつ病・気分障害、てんかんと発達障害、てんかんと高次脳機能障害等、発作のみならず、他の障害や疾病を重複する方の場合に、就業・生活面の制約が生じやすいので、それらを加味した判定基準にしてください。

【その他】

グループホームについては、施設等の敷地内設置を認めないでください。

グループホームなどの減免対象となる預貯金の限度額(350万円)について、再検討してください。

ケアホームの利用対象者の範囲を拡大してください。

市町村の説明が不十分か、なされていないという苦情が多い。早急に体制を見直してください。

個別給付事業の定員については10人以上としてください。

入所施設の居住費について見直してください。

入所施設で手元に残るお金について大幅に上げてください。

減免措置は3年期限の激変緩和措置ではなく、5年としてください。
工賃収入については利用者負担から全額控除としてください。
利用者の預貯金等の資産(350万円)については、将来の生活の心配もあり、見直してください。
精神障害者のホームヘルプサービスについては、医師の診断書でも利用可能としてください。
日常生活用具の頭部保護帽については、てんかんのみの人も対象にしてください。

以上

事務局 〒162-0051
東京都新宿区西早稲田 2-2-8、4F
TEL 03-3202-5661
FAX 03-3202-7235